

事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
供用廃止設備の明細	種類	1					
	設備の名称	2					
	貸借年月日	3	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・		
	リース契約期間の月数	4		月	月	月	
	事業の用に供した年月日	5	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・		
	事業の用に供しなくなった年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・		
	事業の用に供した月数 (6)-(5)	7		月	月	月	
	リース費用の総額	8		円	円	円	
	基準リース料 $\left[(8) \times \frac{60}{100} \right]$ 又は $\left[(8) \times \frac{60}{100} \times \frac{35.50\text{又は}75}{100} \right]$	9					
	税額控除限度額相当額 $(9) \times \frac{5.7\text{又は}8.4}{100}$	10					
供用廃止設備の税額控除実施額の計算	供用年度のリース特別控除額 (別表六(十六)「5」の供用年度分)	11					
	(11)既特取をが に別戻受あ のり控しける う一除適設場 ちスの用備合	(35)の計	12				
		①又は (①+②)	13		(16)の①	(16)の①+②	
		(12)+(13)	14				
	供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (11)-(14)(マイナスの場合は0)	15					
	供用年度のリース税額控除実施額 (10)と(15)のうち少ない金額)	16	①	②			
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(十六)「6」の合計額)	17					
	供用年度の繰越税額控除限度超過額 (別表六(十六)「8」の供用年度分又は(別表六(十六) 「8」の供用年度分+「9」の供用年度の内書分)	18					
	(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19					
	供リ控設既特取用設場 用一除備に別戻を備合 年スのり控し受が 度特対う一除のけあ の別象ちスの適たる	(36)の計	20				
		③又は (③+④)	21		(26)の③	(26)の③+④	
		(20)+(21)	22				
	(17)のうち連結納税の承認を取り消された前5年以内に開始した各 連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	23					
	供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施額 (17)-(18)-(19)-(22)-(23)(マイナスの場合は0)	24					
	(10)-(16)	25					
	供用年度後のリース税額控除実施額 (24)と(25)のうち少ない金額)	26	③	④			
	供用廃止設備のリース税額控除実施額 (16)+(26)	27					
リース特別控除取戻税額の計算	(10)と(27)のうち少ない金額	28					
	リース特別控除取戻税額 $(28) \times \frac{(4)-(7)}{(4)}$	29					
	リース特別控除取戻税額の合計額	30					(29)の計

供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細

設備の名称	31				計
事業の用に供した年月日	32	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	
事業の用に供しなくなった年月日	33	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	
リース費用の総額	34	円	円	円	円
供用年度のリース税額控除実施額	35				
供用年度後のリース税額控除実施額	36				
リース税額控除実施額 (35)+(36)	37				

別表六（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の7第6項（『事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額』）の規定等の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の12第6項（『事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額』）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の7第3項又は平成19年旧措置法第68条の12第3項（『リース税額控除』）の規定等により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(十六)の「リースに係るもの5」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(1)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成19年旧措置法第42条の7第4項又は平成19年旧措置法第68条の12第4項（『繰越控除』）の規定等により、当該事業年度

の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(十六)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額を記載します。

ロ 「供用年度の繰越税額控除限度超過額18」では、当該供用廃止設備が事業基盤強化設備又は事業化設備等である場合にあっては供用廃止設備の供用年度に係る別表六(十六)の「取得に係るもの8」の金額を、当該供用廃止設備が高度化機械である場合にあっては供用廃止設備の供用年度に係る別表六(十六)の「取得に係るもの8」の金額と別表六(十六)の「リースに係るもの9」の内書の金額のうち供用廃止設備の供用年度に係る内書の金額との合計額を記載します。

ハ 「(1)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の7第15項第2号イ(2)又は平成19年旧措置法令第39条の42第18項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度におけるその法人の繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。